

モンゴル国際課税税制改正の方向性について

－BEPS プロジェクト提言の開発途上国への導入支援の成果モデルとして－

千葉商科大学会計ファイナンス研究科
教授（租税法） 石黒秀明

I はじめに

多国籍企業による国際的租税回避に対抗するため、2012年6月にOECD/G20により立ち上げられたBEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源侵食と利益移転）プロジェクトが、15の項目からなる行動計画の検討結果と提言をまとめた最終報告書を2015年9月に公表してから丸3年になる。この間、同報告書を承認した同年11月のG20トルコ・アンタルヤ・サミットのコミュニケで示されたとおり、OECD・G20以外の国・地域を含めたグローバルなネットワークを通じてBEPSへの対抗を有効に行うため、国際機関を中心に、同報告書の提言を開発途上国に導入させるための技術支援が行われてきた¹。筆者もこの動きを見据えて、OECDの『低所得国におけるBEPSの影響に関するG20開発作業部会に対する報告書』と題する報告書²をもとに、本誌で開発途上国が優先的に取り組むべきBEPS対抗策（下表参照）と、その導入のためのわが国の積極的な支援関与の必要性を論じたところである³。

筆者はこれまで長年にわたり、国際協力機構（JICA）のプロジェクト専門家としてアジアを中心とする開発途上国の税務行政能力強化支援に参加してきた⁴。特にモンゴルに対しては、2013年12月以降「徴税機能強化及び国際課税取組支援プロジェクト」に参加し、同国が国際課税問題に適切に対応するための税制の整備、組織の構築、人材の育成支援に携わってきた⁵。このプロジェクト・チームによる支援では、当然BEPSプロジェクトの議論を念頭に置いて、BEPSの現状とその対抗策の啓蒙をモンゴル国税庁の幹部および国際

¹ 同コミュニケが、BEPSプロジェクトの成果の開発途上国への導入とそのための国際機関を中心とする支援の必要性について示した部分は次のとおりである。

・「われわれは、このプロジェクトの適時の実施を強く求めるとともに、開発途上国を含むすべての国・地域に対して参加を奨励する。」

・「われわれは、関心のある開発途上国に対し、それらの国が直面するBEPSを含めた国内資源の流出という課題に対処するためのIMF、OECD、国際連合および世界銀行グループによる適切な技術支援の取組みを歓迎する。」

・「われわれは、国際課税の諸課題における開発途上国の関与の強化のための取組みを支持する。」

² OECD (2014). *A Report to G20 Development Working Group on the Impact of BEPS in Low Income Countries, Part 1 & Part 2*. Paris.

³ 石黒秀明「開発途上国における優先的BEPS行動事項について－G20開発作業部会へのOECD報告書から－」税理第60巻14号pp.170-177 (2017)

⁴ 筆者が2010年以降に参加し既に終了したプロジェクト相手国としてカンボジア・インドネシア、現在参加しているプロジェクト相手国としてモンゴル・タンザニア・キルギスが挙げられる。

⁵ 第1フェーズ（2013年12月～2016年10月）を経て、現在第2フェーズ（2017年2月～2020年2月）が進行中である。税制の整備・組織の構築は主に小寺壽成専門家（東京地方税理士会税法研究所研究員・税理士）が、人材の育成は主に田地野幹雄専門家（上武大学ビジネス情報学部教授、税理士）および筆者が担当している。

課税担当職員に並行して行いながら、モンゴルの現行の国際課税税制に内在する欠陥を分析・抽出し、その補正の必要性と具体的な補正内容について、モンゴル財務省の法案作成担当者と綿密な協議を続けてきた⁶。その結果、チームの提言を大幅に取り入れた抜本的な国際課税税制の改正法案が、今年2月23日から3月24日までのパブリック・コメントの聴取を経て春の国会に上程されるに至り、秋の国会で継続審議されることとなった⁷。

表：開発途上国における BEPS 行動計画の優先度

順位	行動	成果	順位	行動	成果
高	4 金利の費用控除やその他の金融支出を通じた税源侵食の制限	国内ルール、TPガイドライン	中	8 価値の創造と整合的なTPの結果の確保：無形資産	TPガイドライン、モデル租税条約
高	6 条約濫用の防止	国内ルール、モデル租税条約	中	9 価値の創造と整合的なTPの結果の確保：リスクと資本	TPガイドライン、モデル租税条約
高	7 PE認定の人為的回避の防止	モデル租税条約	中	12 納税者に対する挑戦的なタックス・プランニング取極めの開示要請	国内ルール
高	10 価値の創造と整合的なTPの結果の確保：その他のハイ・リスク取引	TPガイドライン、モデル租税条約	中	14 紛争解決メカニズムの効果向上	モデル租税条約
高	11 BEPSに関するデータの収集と分析のための方法論の確立とその取組のための行動	収集すべきデータと分析方法に関する提言	低	2 ハイブリッド・ミスマッチ取極め効果の無効化	国内ルール、モデル租税条約
高	13 移転価格文書化の再検討	国内ルール、TPガイドライン	低	3 CFCルールの強化	国内ルール
中	1 デジタル経済の課税問題への取組	対処可能な活動に関する報告	低	15 多国間協定の策定	関連国際公法と租税問題の報告等
中	5 透明性と実体を勘案したより効果的な有害税制への対抗	加盟国の政策のレビュー等	OECD (2014), <i>Part 1 of A Report to G20 Development Working Group on the Impact of BEPS in Low Income Countries</i> , Paris.		

現状は未成立の改正法案ではあるが、ポスト BEPS プロジェクト提言の開発途上国における実践化、そしてわが国のその啓蒙と導入支援活動の成果の具体例として、本稿では一歩先んじてその主要部分の条文を紹介することとしたい。ただし、これらの条文はパブリック・コメント用に公表されたもので、実際の国会上程法案のそれとは異なる部分がありうることに留意願いたい。

⁶ プロジェクト・チームで財務省との協議に当たったのは主に小寺専門家であり、本稿テーマに係る同専門家の貢献度が大きかったことを紹介しておきたい。

⁷ 本年1月以降、プロジェクト・チームとモンゴル財務省の税制改正案の作成のための協議が加速したが、その要因として、昨年12月に欧州委員会によりモンゴルを税務上の非協力国として指定・リストアップした加盟国向け報告書（“The EU list of non-cooperative jurisdiction for tax purposes” <http://www.consilium.europa.eu/media/33082/council-conclusions-non-cooperative-jurisdictions-5-december-2017.pdf>）が公表されたことが挙げられる。同報告書はモンゴルをリストアップした理由について、①OECDの「税の透明性および税務目的の情報交換に関するグローバル・フォーラム（Global Forum on Transparency and Exchange of Information for Tax Purposes）」に加盟していないこと、②修正「OECD相互行政支援多国間条約」（OECD Multilateral Convention on Mutual Administrative）への署名・批准をしていないこと、③BEPS ミニマム・スタンダードを採用していないこと、④2019年までのこれらの問題への取り組みをコミットしなかったこと、を挙げ、全リスト国に対してリストからの離脱のための積極的な変化を期することを記していたが、モンゴルが2019年までの多国間条約への加盟をコミットしたこともあり、今年6月に公表された報告書（http://www.consilium.europa.eu/media/35568/st_6237_2018_rev_2_en.pdf、http://www.consilium.europa.eu/media/35567/st_6236_2018_rev_3_en.pdf）では、同国はリストから外されている。

また、当該改正法案は、本稿で紹介する事項以外にも、他国との相互協議手続や情報交換の法制化、文書化を含む OECD ガイドラインや BEPS プロジェクト提言に沿った移転価格税制の導入など、国際課税の広範な領域をカバーする抜本的なものであるが、紙幅の都合によりそのすべてを本稿で紹介できない。未紹介となるこれらの事項については、稿をあらためて紹介することとしたい。

II 一般的租税回避否認規定の導入

多国籍企業による国際的租税回避に広範に対抗するため、モンゴル国税庁の強い意向により、法案に以下のとおり一般的租税回避否認規定が導入された。

【一般税法・第15条（租税回避への対抗措置）】

1. 税務行政庁は、以下の状況において租税回避⁸への対抗措置をとらなければならない。
 - (1) 納税者が単独で、あるいは他者と共同で取極めスキーム⁹を有している。
 - (2) 納税者が(1)に規定されたスキームの下での租税回避を通じて、税務上の利得を得ている。
2. 納税者が1.に規定された方法を通じて租税を回避し、税務上の利得を得た場合税務行政庁は、上記スキームが利用されなかった状況に基づいて当該納税者の支払うべき税額を再決定し、必要な調整を行わなければならない。
3. 納税者が2.の行動を他者と共同してとった場合、その参加者の支払うべき税額は、当該状況に基づいて再決定され、それに応じた調整が行われなければならない。
4. 税務行政庁による調整が行われた場合、当該調整によって生じた税額が再決定されなければならない。
5. 更正は14.1に規定する時効期間内¹⁰に開始されなければならない。3. および4.に規定された支払うべき税額の決定は5年以内に行わなければならない。
6. もし納税者が次のような方法でスキームを用いた場合、当該納税者は税務上の利得を得たとみなされなければならない。
 - (1) 会計方法を用いて課税標準を減少させること、つまり免税所得、税額控除、源泉税の相殺、控除可能費用をつくりだすこと。
 - (2) 支払うべき税額の支払いを繰り延べること。
 - (3) 納税の繰り延べにより利点を得ること。
 - (4) 免税所得や非課税所得の金額を増やして課税所得を減少させること
 - (5) 課税所得に課税をしないこと。

⁸ 「「租税回避」とは、租税債務を減少させたり、課税標準を最小化させたり、損失を増加させたりすることを意図した、第15条に規定された状況を生じさせる、納税者の他者とのあらゆる交渉をいう。」（第6条「法律用語の定義」1.25）

⁹ 「「スキーム」とは、あらゆる税務上の利得を得ることを主な目的として実行された全ての租税回避行動をいう。」（同上1.18）

¹⁰ 「租税の更正、延滞利息や罰金の賦課、税額控除や免税の利用、損失の繰越、付加価値税の賦課・支払の検証の時効は5年とする。民法で規定される時効期間は、税法には適用されない。」

7. 2. および 3. に規定された調整を行うに際し、通常の課税業務のための諸原則は適用されない。
8. 税務行政庁は、通常の課税業務が遂行されえない場合には、7. に規定された行動をとらなければならない。
9. 一般的租税回避規則は、内閣の財務・予算の責任閣僚の承認を得なければならない。

Ⅲ ソース・ルールの整備

課税権確保のための基盤であるソース・ルールについて、以下のとおり「モンゴル国内源泉所得」の定義が明確化され、その整備が図られた。

【法人所得税法・第4条「法律用語の定義」】

- 1.7 「モンゴル源泉所得」とは、納税者の以下の所得をいう。
 - a. 非居住納税者によって直接ないし電子的に販売された商品、実施された作業、提供された役務に対してモンゴルの居住納税者あるいは恒久的施設によって支払われた所得
 - b. モンゴルで企画された芸術、文化的公演、スポーツ・イベントから稼得された恒久的施設以外の非居住納税者の所得
 - c. モンゴルの居住納税者からモンゴルの非居住納税者に支払われた配当
 - d. 本邦の規定に関連する金利で、国、地方政府、居住納税者あるいは恒久的施設からモンゴルの非居住納税者に支払ないし送金されたもの
 - e. モンゴルの非居住納税者が所有、利用ないし占有している資産とその権利の売却、譲渡、賃貸から生じた所得
 - f. モンゴルの居住納税者からモンゴルの非居住納税者に支払われるロイヤルティ、動産・不動産の使用対価、権利の使用対価、ファイナンス・リースの金利、マネジメント報酬
 - g. 恒久的施設を通じて事業を行う非居住納税者に対する当該恒久的施設による移転所得
 - h. モンゴルの非居住納税者の恒久的施設が所有、利用ないし占有している資産とその権利の売却、譲渡、賃貸から生じた所得
 - i. モンゴルの非居住納税者がその恒久的施設の活動のために使用される動産・不動産および無形資産の売却あるいは賃貸により稼得した所得
 - j. これらに類似するその他の所得

Ⅳ 恒久的施設の定義の拡充

現行法において「代理人 PE」の定めがないなどの不備のあった「恒久的施設」の定義について見直しが行われ、以下のとおり整備・拡充が図られた。

【法人所得税法・第6条「恒久的施設」】

1. 「恒久的施設」とは、本法 5.5.1 に規定された納税者¹¹が、モンゴルにおいてそこを通じて全体的ないし部分的に事業を行う施設をいう。2. 1. に規定する恒久的施設には、次の施設が含まれる。

- (1) 事業の管理の場所および工場
 - (2) 支店および作業場
 - (3) 研修・ワークショップを行う場所および博覧会・展示会を開催する場所
 - (4) 倉庫および売買・役務提供の場所
 - (5) 鉱山、油井ないしガス井、露天採掘場その他すべての資源採掘場
 - (6) 1. が射程とするその他の場所、施設、宿泊設備
3. 建設現場、建設物、組立・設置対象物あるいはそれらに関連する建設・監督活動を行う施設で、連続する 12 ヶ月内に 90 日間以上継続するものは、恒久的施設を構成する。
4. モンゴルの居住納税者に対する技術、助言、マネジメント、監督その他の役務提供で、自己の従業員あるいはその他雇用者によって連続する 12 ヶ月内に 183 日以上供されるものは、恒久的施設とみなされる。
5. 3. および 4. に規定される期間は、関連者の同様のないし相互に関連する作業および役務提供に費消された総期間として計算されなければならない。
6. モンゴルにおいて非居住納税者のために物品の販売、役務の提供、契約の締結に関連する業務を有する次の者は、恒久的施設とみなされる。
- (1) 非居住納税者の契約を単独で締結する者ないし契約中の原則を変更することなく契約の締結をまとめる者
 - (2) (1) にかかわらず、非居住納税者のために商品を保管、販売ないし供給する者
7. 次の条件のひとつを満たす契約は、6.(1) に規定する契約とみなされる。
- (1) 非居住納税者の名前で締結される契約
 - (2) 他者に対する非居住納税者による所有資産の移転、所有権はないが保有ないし利用の権利を有する資産の移転、非居住者の資産の使用・保有権の移転を内容とする契約
 - (3) モンゴルの非居住納税者の役務の提供を内容とする契約
8. 1. ～7. の規定にかかわらず、非居住納税者がモンゴルで再保険目的以外のかたちで保険料を集金する場合、あるいは他者を通じてそこに存するリスクに対する保険契約を結ぶ場合、当該者はモンゴルに恒久的施設をもつとみなされる。

¹¹ 「恒久的施設を通じてモンゴルで事業を行う外国企業体」

9. モンゴル国家大会議で批准された有効な、資産と所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための国際協定に用いられる「駐在員事務所」という用語は、本条の恒久的施設と同じとみなされる。
10. 租税問題を担当する政府行政機関の長は、恒久的施設の報告様式、登録・抹消手続、申告・納税手続について承認をしなければならない。

V 過大支払利子税制の新設

既存の過少資本税制のみでは制御できない支払利子による利益移転に対抗するため、以下のとおり新たに過大支払利子税制が導入された¹²。

【法人所得税法・第14条「総課税所得から控除可能な支払利子」】

1. 本法9.1.4に規定される所得¹³の支払において生じる他者への支払利子は、総課税所得から控除される。
2. 1.に規定される控除可能な費用は、報告期間における総売上高から、本法の全ての要件を満たす金利および償却費を除く総費用を控除した金額の40パーセントを限度とする。
3. 2.の規定にかかわらず、投資家の貸付金で納税者になされた事前の投資の3倍を超える部分の支払金利は総課税所得から控除できず、投資家に対する配当として課税される。
4. 3.に規定する「事前の投資」には、一般株、優先株、ゴールデン・シェア、株式関連証券つまり直接ないし株式の購入を通じて行われる法人の持分への投資、そして返戻条件なしで移転される現金およびすべての種類の資産ないし権利が含まれる。

VI 外国税額控除制度の国内法への導入

これまで租税条約上の「特典」と位置付けられていた外国税額控除制度が、以下のとおり国内税法に規定され、モンゴル居住者は基本的に、租税条約の有無にかかわらず、同制度の適用を受けることが可能となった。

¹² これによりグループ会社への支払利子を通じた利益移転が、既存の過少資本税制によってモンゴル法人のB/S面から、新設の過大支払利子税制によってP/L面から制御できることになる。

¹³ 法人所得税法第9条（資産からの所得）第1項（9.1）で「納税者の次の資産所得は課税の対象となる。」と規定され、9.1.4で利子所得が掲げられている。ちなみに9.1.1は動産・不動産のリース所得、9.1.2はロイヤルティ所得、9.1.3は配当所得である。

【法人所得税法・第23条「外国税額控除」】

1. 課税年度に外国で支払われた居住納税者の所得税は、当該納税者の支払うべき税額から控除される。
2. 次の場合は、外国に支払われた税額は支払税額から控除できない。
 - (1) 外国に課税され納税済みであっても還付可能な場合
 - (2) 外国に支払われた利子、罰金、延滞利子
 - (3) モンゴルの法令では課税・納税の対象とならない所得に関して支払われた税
3. 1. で認められる控除可能額は、以下のうち少ない方の金額を超えることはできない。
 - (1) 関連年度に居住納税者によって支払われる税額 および
 - (2) 外国で支払われる税の対象となる所得に対してモンゴルの税法に従って課され支払われるべき税額
4. 3. に規定される額は、居住納税者が所得税を支払う当該外国ごとに決定される。
5. もし外国税額控除額がモンゴルでの支払税額を超える場合、この超過した額は還付も繰越しもすることはできない。
6. 1. に基づき控除される税額の検証は、外国の権限ある当局に提出された申告書、課税および納税を確認する権限ある当局の公式書簡、および権限ある当局が発行した納税を確認する書類ないしは参考資料に基づかなければならない。
7. 23条の下での控除可能税額は、関係ある税務署によって検証されなければならない。
8. 税務を担当するモンゴルの政府行政機関は、法的に 1. の下で外国との情報交換を行うことができ、これらの国々のリストは、税務を担当するモンゴルの政府行政機関によって、毎年最終四半期ないし当該リストの変更後 10 日以内に公表されなければならない。
9. 本法 29.1 に従って登録された外国法人¹⁴の外国での課税額は、本 23 条の外国税額控除の適用を受けることはできない。
10. モンゴルの税金に対する外国税額控除の申請手続、その計算のためのテンプレート様式、検証プロセスは税務を担当する政府行政機関の長によって承認されなければならない。

【個人所得税法・第24条「外国税額控除」】

1. 課税年度に外国で支払われた居住納税者の所得税は、当該納税者の支払うべき税額から控除される。
2. 1. で認められる控除可能額は、その納税者が関連年度においてモンゴルで支払うべき税額を超えることはできない。
3. 1. に従いモンゴルで支払うべき税額から外国税額を控除するに際しては、法人所得税法第 23 条を準用しなければならない。

¹⁴ 法人所得税法第 29 条は「簡易課税制度」に関する規定であり、29.1 は「前年の納税申告書で確認された総売上高が 50 百万トゥグリグ以下で、納税者がその課税年度の第 3 四半期中に関係税務行政庁に申請書を提出し登録を受けている場合、当該納税者の課税所得は次の課税年度から開始する総営業利益によって決定することができる。」と規定している。

4. 外国税額控除の検証と適用の手続きは、税務を担当する政府行政機関の長によって承認されなければならない。

VII CFC (Controlled Foreign Corporation) 税制の導入

軽課税国に所在する子会社に所得を留保することによる租税回避に対抗するため、以下のとおり、外国法人を対象として、いわゆる管理支配基準の採用による実質的な CFC 税制（タックスヘイブン対策税制）が導入された。

【法人所得税法・第 31 条「管理地がモンゴルに所在する場合の外国法人の課税関係」】

1. 「管理地がモンゴルに所在する外国法人」とは、1 課税年度において一定の期間、その株式ないし議決権の 50%以上が、関連するモンゴルの居住納税者もしくはモンゴルの居住者である個人によって直接的に、または連鎖的に相互に連結する 1 以上の法人によって間接的に保有されている外国法人をいう。
2. 管理地がモンゴルに所在する外国法人は、モンゴルの居住納税者とみなされる。
3. 管理地がモンゴルに所在する外国法人が、公共部門における公的・私的利益の管理および利害対立防止のための法律で定義される、外国ないし自国の事業から稼得した課税所得は、以下の方法で決定される。
 - (1) 本法 9.1.2（ロイヤルティ）、9.1.3（配当）、9.1.4（利子）、10.1.1（不動産の譲渡）に規定される総所得金額ごとに
 - (2) 本法 10.1.3（株式・証券その他金融資産の譲渡）に規定される所得に対しては本法 18.3¹⁵に従って
 - (3) 本法 10.1.4（無形資産・動産の譲渡—ただし、10.1.2（政府機関から付与された権利の譲渡・移転による所得）および前記 10.1.3 の所得は除かれる—）に規定される所得に対しては本法 18.5¹⁶に従って
4. 外国証券主要市場で自社の株式ないし権利を売却するために設立された外国法人は、本法に規定される課税関係の適用を受けない。

¹⁵ 法人所得税法第 18 条は「課税所得の決定」に関する規定であり、第 3 項は「株式・証券その他金融資産の譲渡・移転から生じる課税所得は、それらの譲渡価格から、それらの購入に関しての支払が書類で確認できる購入価格その他手数料を控除して決定される。」と規定している。

¹⁶ 「本法 10.1.4 に規定する無形資産または動産を譲渡・移転した場合、課税所得はそれらの移転から生じた収入から当該資産の残存価額を控除して決定される。」

5. 管理地がモンゴルに所在する外国法人が、本法 30.1.1 に規定する最終所有者¹⁷で、本法 30 条¹⁸に従って株式、一定割合の参加権、議決権を移転し、権利所有者¹⁹が課税され納税申告をしたならば、外国での税額は課税額を限度に控除できる。
6. 3. に従って決定された課税所得に対しては、本法 20 条に規定された率によって課税される²⁰。
7. 管理地がモンゴルに所在する外国法人の所得に対して外国で査定・賦課された税金は、4. (原文ママ)²¹ に従って決定された年度の支払税金から控除できる。当該控除には第 23 条が適用される。
8. 4. (原文ママ) に従って課された税金および外国の権限ある当局に提出された納税申告書は、1. に規定された居住納税者ないし個人によって、最終処理のために翌年の 2 月 20 日までに報告されなければならない。
9. 最終的な勘定残高に基づいて、4. (原文ママ) に従って課された税金は、翌年の 2 月 10 日までに国庫に納入されなければならない。
10. 管理地がモンゴルに所在する外国法人の課税所得の決定および報告の手続き、報告様式は、税務を担当する政府行政機関の長によって承認されなければならない。

VIII おわりに

筆者はかねてより、BEPS 対抗策に係る開発途上国への技術支援については、国際機関にのみ依存するのではなく、OECD/G20 のメンバー国であるわが国が、自らの経験と知見を活かし、ODA を通じて積極的に取り組んでいくべきである、と考えていた。今般、まだ未成立ではあるものの、国際課税税制の改正法案が国会に上程され、モンゴルの BEPS 対抗措置の具象化に少なからず貢献できたことは、JICA プロジェクト・チームとして大きな喜びとするところである。

モンゴルはわが国がアジアで租税条約を締結していない数少ない国のひとつである。筆者の経験では、開発途上国は自国の国際課税制度が未整備であることを理由に、先進国との条約締結に慎重な姿勢をとることがあり、モンゴルも過去に租税条約の濫用をめぐって

¹⁷ 「「最終利益所有者」とは、鉱物資源、石油、放射性鉱物の特別許可またはライセンスの所有者の、あるいは資産の所有・使用权の所有者の参加資本/資本金または議決権の 30%以上の株式を保有する者で、個人的に、あるいは当該者とひとつもしくは複数の一連の関係を有する代理人を通じて、自身の議決権を行使する者ないし配当受領権を有する者をいう。」

¹⁸ 同条は、「最終所有者の株式・持分を変更することによる権利の売却・移転に関する課税関係」についての規定である。

¹⁹ 「「権利所有者」とは、本法に規定する条件および要件に従って、鉱物、放射性鉱物、石油の探査・採掘のライセンスを有し、土地の使用および保有の権利を有する者を言う。」(本法 30.1.2)

²⁰ 法人の所得の区分に応じて、2~40%の税率で課税がなされる。

²¹ 7~9 各項で「4 項」が引用されているが、同項は非課税規定なので文意が合わない。おそらく「3 項」が正しい引用ではないかと推察される。

他国との条約を破棄した経験を持っていることから、その締結には慎重な姿勢をとっているという印象を筆者はもっている。

しかしながら同国とわが国の関係は多方面で年々深化しており、2016年6月に両国の経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）²²が発効したことにより特に経済的な結びつきが加速することを念頭に置くなれば、両国間の租税条約の締結は喫緊の課題となるであろう。プロジェクトの支援による国際課税制度の整備が、わが国とモンゴルの租税条約締結の環境や機運の向上に寄与するならば、これもまた望外の喜びとするところである。

なお、今回の税制改正により制度面でのBEPS対抗策が整備されるとしても、それを執行するうえでの課題が依然残ることは想像に難くない。引き続き私たちプロジェクト・メンバーの持ちうる経験と知見を最大限に投入して、モンゴルが国際課税税制を執行するうえでの国税庁組織の改革、人材の育成に貢献していきたいと考えている。

²² 特定の国や地域同士での貿易や投資を促進するため、一般に、①輸出入にかかる関税の撤廃・軽減、②サービス業を行う際の規則の緩和・撤廃、③投資環境の整備の実施、④ビジネス環境の整備の協議などの内容を約束する条約である。